

平成17年度 税制改正要望項目

平成16年8月
金融庁



1. 平成17年度税制改正要望に関する基本的考え方

【基本的考え方】

新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る観点から、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国金融セクターを更に強化・充実させるため、必要な税制上の措置を手当てする。



【2つの観点】

1. 多様な投資家の市場参加を促進する観点から、引き続き「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、効率的で競争力のある証券市場を構築する。
2. 金融と産業の再生の観点から、より強固な金融システムを構築するとともに、これに併せて企業再生を円滑に推進する。

2. 具体的要望項目

1. 多様な投資家の市場参加を促進する税制

- (1) 「貯蓄から投資へ」の転換を促進するための税制措置
- (2) 金融商品課税の一体化を推進するための税制措置
- (3) 金融資本市場における円滑な取引を確保するための税制措置

2. 金融と企業の再生を推進する税制

- (1) 強固な金融システムを構築するための税制措置
- (2) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

3. 保険等その他の要望事項

2-1. 多様な投資家の市場参加を促進する税制

個人投資を巡る現状

【株式投資優遇税制及び投資家の利便性向上】

平成15年度税制改正及び平成16年度税制改正において、上場株式等譲渡益、上場株式等配当、及び公募株式投資信託について、軽減税率が適用されることとなった（参考1）。

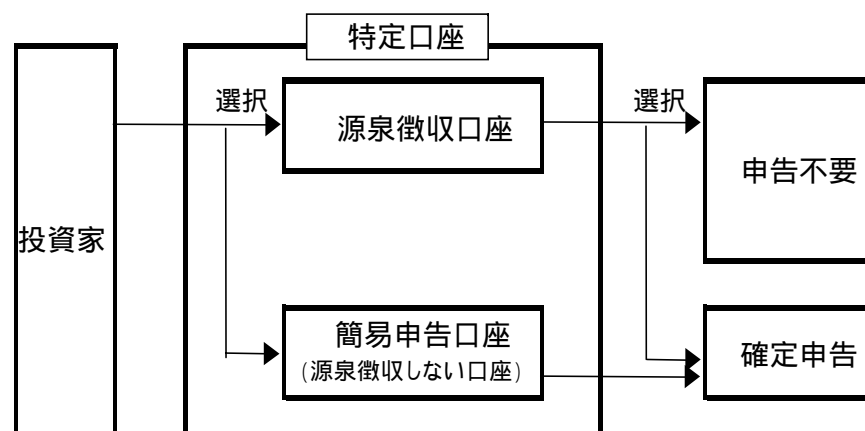
平成14年度に創設された特定口座制度が平成15年度に改善され、投資家の納税関連事務の軽減が図られた（参考2）。

（参考1）投資優遇税制

上場株式等の譲渡益 (平成15年1月1日～19年12月31日)	} 20 10%
上場株式等の配当金 ^(注) (平成15年4月1日～20年3月31日)	
公募株式投資信託の譲渡益 (平成16年1月1日～19年12月31日)	
公募株式投資信託の分配金等 (平成16年1月1日～20年3月31日)	

(注)大口個人株主(5%超保有)が受け取る配当を除く

（参考2）特定口座制度

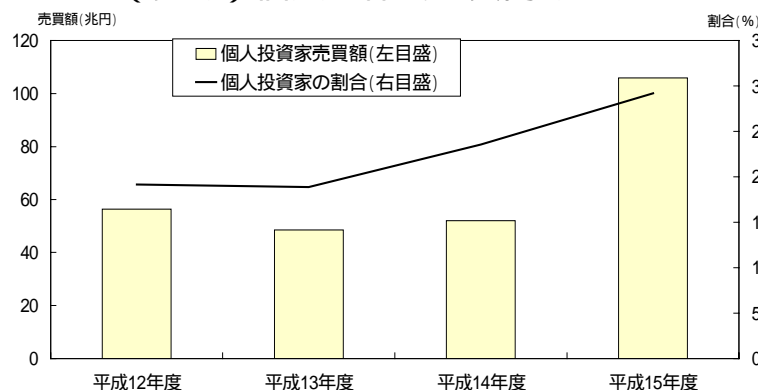


源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了
源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」の税務署への送付の省略

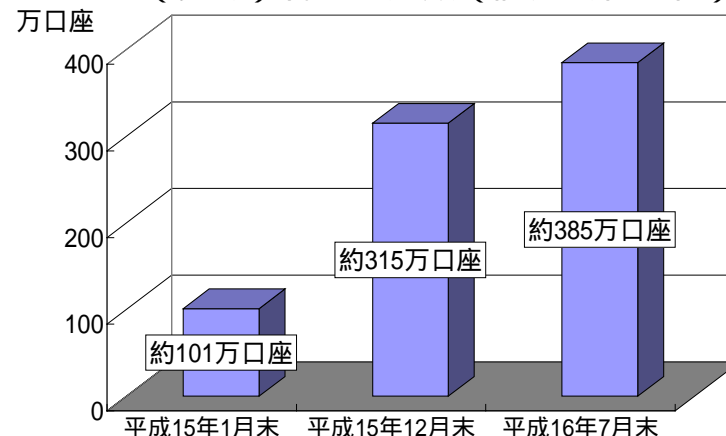
【個人投資の現状】

投資家優遇税制や特定口座の創設等により、個人の株式売買高（委託売買高、三市場合計）は平成15年度で105兆円（対前年54兆円増）、株式売買高に占める個人の割合は平成15年度で29.2%（対前年5.4ポイント増）となった。なお、証券会社16社における特定口座数は平成16年度7月末時点においては、約400万口座に近づきつつある。

（参考）個人の株式売買高等



（参考）特定口座数（証券会社16社）



× 一方、個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は諸外国と比較した場合、依然として低い水準にある。（参考）個人金融資産内訳国際比較



(1) 「貯蓄から投資へ」の転換を促進するための税制措置

我が国個人金融資産の運用が、預貯金等に偏っている現状に鑑み、「貯蓄から投資へ」の流れを政策的に促進し、リスクマネーの供給を促す観点から、必要な税制上の措置を講ずる。

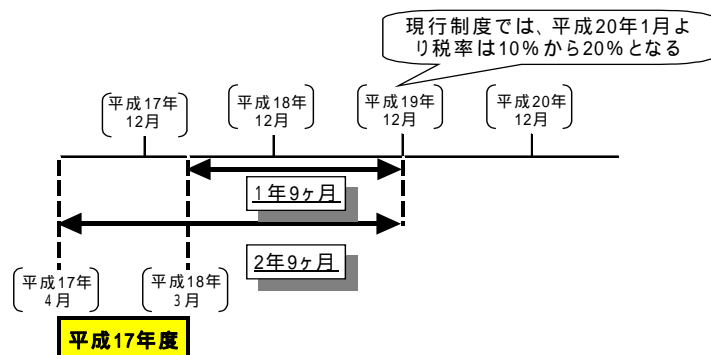
現行の株式投資優遇税制の適用期間の延長と対象範囲の拡大

1) 現行制度及び問題点

現行の株式投資優遇税制は以下のとおりとなっている。

上場株式等譲渡益 (平成15年1月1日～19年12月31日)	} 20 10%
上場株式等配当(注) (平成15年4月1日～20年3月31日)	
公募株式投資信託の譲渡益 (平成16年1月1日～19年12月31日)	
公募株式投資信託の分配金等 (平成16年1月1日～20年3月31日)	

(注)大口個人株主(5%超保有)が受け取る配当を除く。



2) 要望事項

直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する現行税率(10%)を継続。(平成19年度)末までの適用期間を平成24年度末までに延長)

株式投資優遇税制の適用範囲に以下の収益を含める

- ・ 株式先物・オプション等から生じる収益
- ・ 大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金

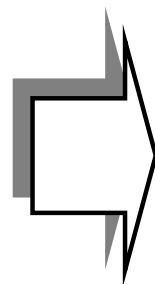
株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減

1) 現行制度及び問題点

我が国の個人金融資産の過半は高齢者が保有しており、その個人金融資産の保有形態は預貯金に過度に集中している。

平成15年度より「相続税精算時課税制度」の導入により、世代間の資産移転が促進されている。

世代間の資産移転を促進し、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するとの観点から、株式・株式投資信託についての相続税・贈与税の負担を軽減し、「貯蓄から投資へ」の流れの促進を図る。



2) 要望事項

「貯蓄から投資へ」の流れに則し、個人投資家の裾野を拡大しつつ、世代間の資産移転を促進する観点から、

株式・株式投資信託について、
相続・受贈人一人当たり一定額
の非課税枠の創設

株式・株式投資信託の相続税等
に係る評価方式の見直し
を行うこと。

(2) 金融商品課税の一体化を推進するための税制措置

投資家の立場に立って簡素でわかりやすく、かつ、金融取引に対して中立的である税制が望ましいとの観点から、金融商品課税の一体化について検討する。
リスク資産に係る損失について、適切に配慮する。

各種金融商品からの収益と損失について幅広く損益通算を可能とすること

(注) 幅広い損益通算を行うには、異なる税率(10%と20%)が適用される金融商品間での損益通算を要するが、その方式としては、例えば、まず、同一税率の範囲内で損益を合計したうえで、両方の損益を通算し、算出された利益がどちらの税率対象の金融商品に起因するのかで適用する税率を決めるなどの方法が考えられる。

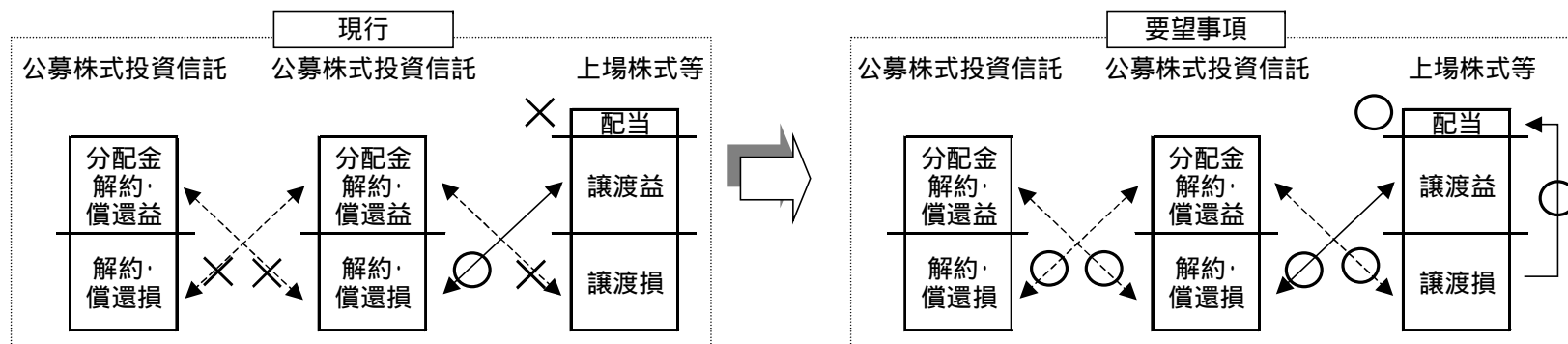
1) 現行制度及び問題点

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損益間での損益通算が可能。さらに、公募株式投資信託の解約・償還損については、上場株式等譲渡益との間での損益通算が可能。
 損益通算の範囲が限定的であり、リスク資産に係る損失が十分な配慮を受けていない。

2) 要望事項

株式等・株式投資信託、公社債・公社債投資信託、先物・オプション、預金等の金融商品からの収益と損失について、幅広く損益通算を可能とする。

(参考) 損益通算の範囲拡大のイメージ(具体例)：株式・株式投資信託



損益通算にあたっては特定口座の利用を可とすること

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の対象範囲を、損益通算可能な金融商品に拡大するとともに、繰越控除期間を3年から5年に延長すること

株式等が無価値化等した場合の損失を、みなし譲渡損として取り扱うこと

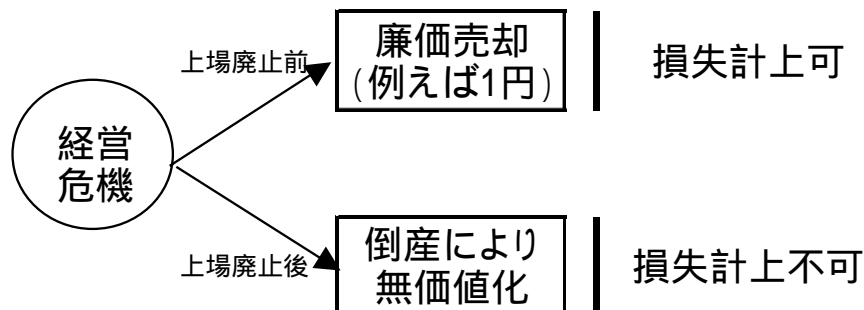
1) 現行制度及び問題点

株式を発行した会社が倒産して株式が無価値化等した場合は、所得の処分に当たるとされ、損失としては認められていない。
投資家の視点に立てば、売却損と保有損はその経済的実質に差異はないため、同じ取扱いをする必要がある。

2) 要望事項

倒産等により保有している株式等が無価値化等した場合は、みなし譲渡損の計上を認めること。

(参考) 上場株式を保有している場合



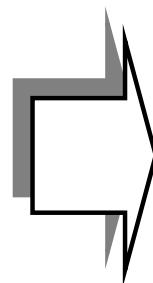
(3) 金融資本市場における円滑な取引を確保するための税制措置

金融資本市場の多様化、グローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国市場において円滑かつ活発な取引を展開することを確保するため、必要な税制上の措置を講ずる。

非居住者等が保有する振替国債の利子非課税制度について、金融機関及び非居住者等における手続を簡素化すること

1) 現行制度及び問題点

非居住者等が当該利子非課税制度を活用するために行う手続の中には、当該投資家及び金融機関にとって、非効率な手続もある。



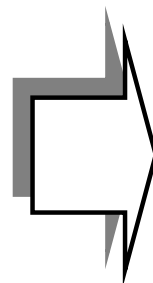
2) 要望事項

金融資本市場における円滑な取引の確保を図るため、非居住者等が保有する振替国債の利子非課税制度について、金融機関及び非居住者等に係る手続を簡素化すること。

非居住者等の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

1) 現行制度及び問題点

非居住者等の受け取る振替社債等の利子については非課税措置がない。



2) 要望事項

非居住者等の受け取る振替社債等の利子についても、投資家の多様化を図る観点から、非課税措置を創設すること。

(参考) 公社債利子に対する課税(要望)

	振替国債	振替社債
内国法人	源泉徴収免除 (資本金1億円以上の法人)	源泉徴収免除 (資本金1億円以上の法人)
非居住者 外国法人	非課税	非課税措置創設

2 - 2 . 金融と企業の再生を推進する税制

(1) 強固な金融システムを構築するための税制措置

金融機関の自己資本に係る懸念を払拭し、我が国金融システムの安定性に対する信頼を回復するため、必要な税制上の措置を講ずる。

金融機関について、

-) 貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大
-) 欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長(15年)
-) 欠損金の繰越控除の期間延長

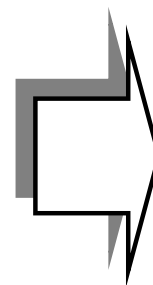
を一体的に実施すること

(注) 欠損金の繰戻しによる還付について、財政負担を平準化するための措置として、交付国債による方法が考えられる

1) 現行制度及び問題点

税務と会計の損失認識の時期に差異があること等から生ずる将来における税金の減額見込み額を繰延税金資産として計上することが認められている。

この繰延税金資産は、将来課税所得が発生することを前提としているため、回収可能性において他の資産と比較して脆弱であるとの指摘がある。



2) 要望事項

繰延税金資産に係る懸念を払拭するため、イ) 今後における繰延税金資産の発生を抑制する観点から、

貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大

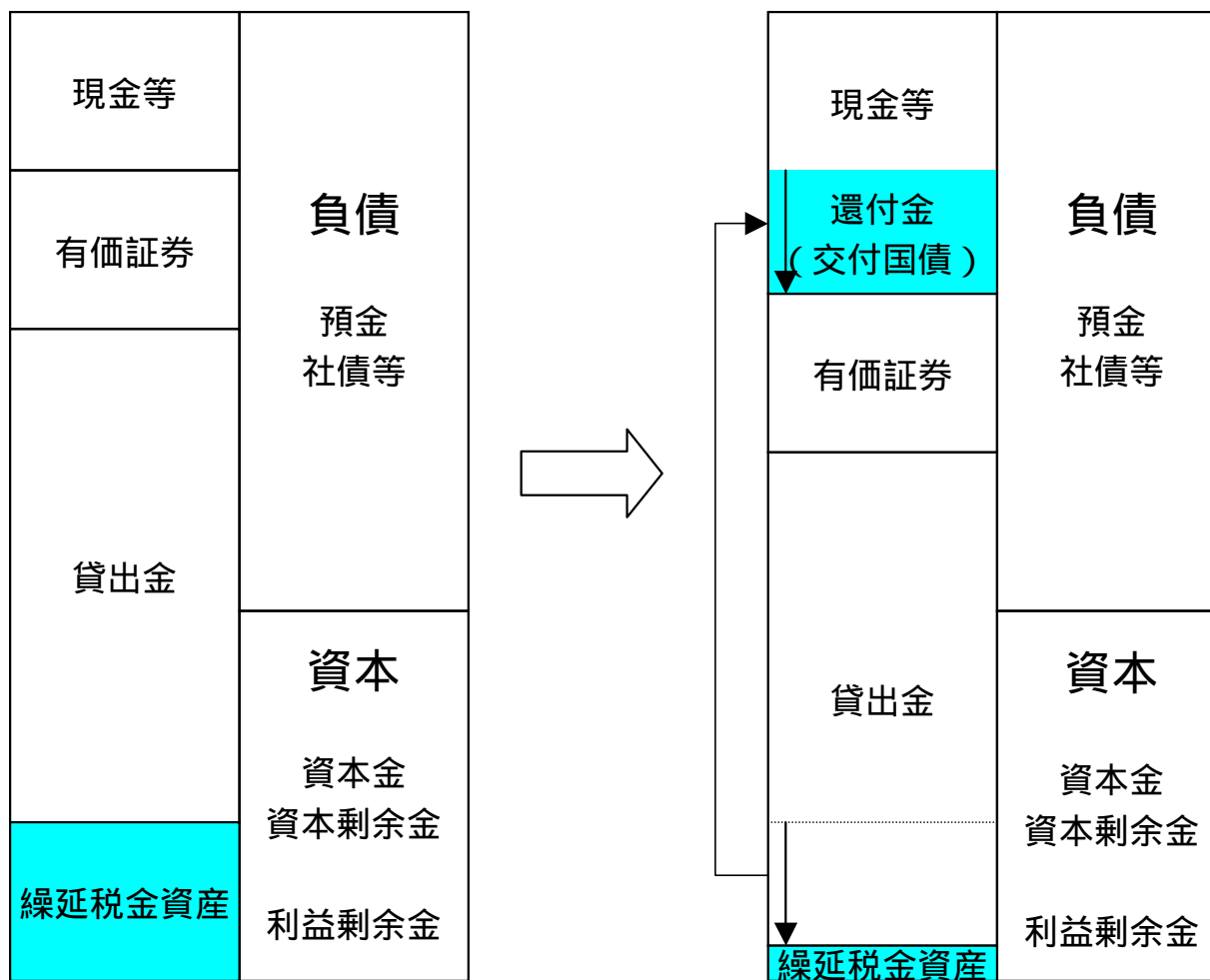
ロ) 現在又は将来の繰延税金資産の回収可能性を確保する観点から、

繰戻還付の凍結解除・期間延長、
繰越控除の期間延長

を一体的に実施すること。

協同組合に係る貸倒引当金の特例(法定繰入率の割増(×116/100))を延長すること

(参考) 欠損金の繰戻還付によるバランスシートの改善



(参考) 欠損金の繰戻・繰越期間に関する諸外国の例

アメリカにおける欠損金の繰戻期間について

原則2年だが、1976～86、87～93年においては、金融機関について10年間の繰戻期間が認められていた。また、同時多発テロを受けた時限措置として、2001年～02年に発生した損失に限り、5年間の繰戻期間が認められた。

欠損金の繰越期間の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
繰越期間	7年	20年	無期限	無期限	無期限

(注) 日本は平成16年度改正により5年から7年に延長された

フランスは2004年度以降5年から無期限に延長された

(参考)平成16年度税制改正大綱(抄)

(平成15年12月17日自由民主党、公明党)

第四 検討事項

4. 金融機関の不良債権問題の解決は、我が国経済の再生のために重要な課題である。金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する。

(2) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

金融システムの再生とあわせ、企業再生を円滑に推進する上で、必要な税制上の措置を講ずる。

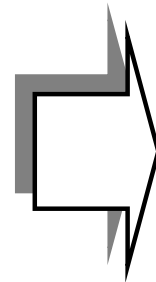
円滑かつ早期の企業再生に資するため、企業再生プランを策定する際に生じ得る再生企業側への債務免除益課税を抑制すること

1) 現行制度及び問題点

企業の再生プランをたてる際に、債権者が債務免除を行うと、再生企業側に債務免除益が生じる。

会社更生法及び民事再生法等の場合は、資産の評価損の計上が可能なので、債務免除益との相殺が可能であるが、それ以外を根拠とした企業再生においては、相殺が認められない。

こうした現行の税制は、再生企業のキャッシュフローの見通しに大きな影響を与えるものであり、債務者が再生プランをたてる上での制約となっている。



2) 要望事項

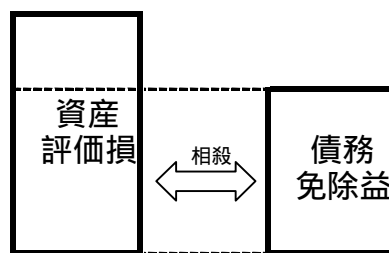
企業の早期再生を後押しする観点から、

・私的整理ガイドライン等を活用した私的整理による企業再生において債務者企業の資産の評価損の計上を認めること

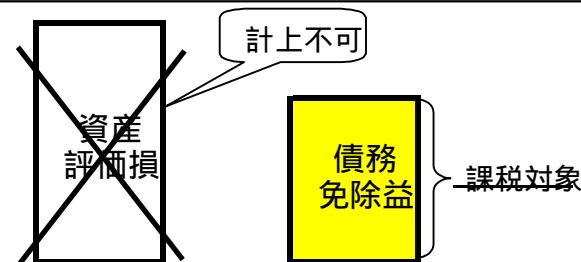
・法的整理及び合理的な再建計画に基づく私的整理による企業再生において、債務免除益に対する課税を繰延べること

(参考) 企業再生における債務免除益の相殺 (現行)

会社更生法等を活用する場合



私的整理ガイドライン等を活用した私的整理の場合



2-3 . 保険等その他に係る要望事項

- ・ 生命保険料、個人年金保険料控除の拡充
- ・ 社会保障制度補完商品に係る保険料控除制度の創設
- ・ 地震保険料控除制度の創設
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ・ 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金の積立率・洗替保証率の引上げ

- ・ 連結納税グループへの子会社の新規加入時の資産時価評価について、円滑な金融再編を阻害しないよう措置を講ずること
- ・ 連結納税採用時における繰越欠損金の使用制限を緩和すること
- ・ 会社分割・合併時の組織再編成に伴う(根)抵当権移転に係る登録免許税を軽減すること

- ・ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置の延長
- ・ 上場会社等による自己株式の公開買付による場合のみなし配当課税の特例措置の恒久化又は延長
- ・ タンス株の特定口座への受入期間の延長

- ・ SPC等の不動産取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の特例措置の延長
- ・ 協定銀行（整理回収機構）の不動産取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の特例措置の延長
- ・ 承継保険会社による破綻保険会社等からの不動産取得に係る不動産取得税及び特別土地保有税の特例措置の恒久化

- ・ 受取配当の益金不算入割合を上げること
- ・ 企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃
- ・ 外国税額控除制度等について見直し措置を講ずること
- ・ 減損会計の導入に伴い計上される減損損失の損金算入

- ・ その他